

平成19年度行政処分一覧表

	業者名	処分通知日	許可の内容	処分内容	条文	処分の理由
1	志村運送(有)	H19. 6. 22	産廃収集運搬	許可取消	14条の3の2第1項第1号	茨城県知事から許可の取消処分を受け、法第14条第5項第2号イ（許可取消から5年を経過しない者）に該当した。
2	(株)甲斐興業	H19. 6. 22	産廃収集運搬	許可取消	14条の3の2第1項第1号	船橋市長から許可の取消処分を受け、法第14条第5項第2号イ（許可取消から5年を経過しない者）に該当した。
3	(株)光本工務店	H19. 6. 28	産廃収集運搬	許可取消	14条の3の2第1項第1号	同社及び同社の役員が不法焼却により罰金刑を受け、欠格要件（法第14条第5項第2号イ（第7条第5項第4号ハ）及び法第14条第5項第2号ニ）に該当した。
4	(株)青森下水道開発センター	H19. 7. 19	産廃収集運搬	許可取消	14条の3の2第1項第1号	青森県知事から許可の取消処分を受け、法第14条第5項第2号イ（許可取消から5年を経過しない者）に該当した。
5	日曹金属化学(株)	H19. 8. 21	産廃処分業 特管処分業	事業停止 70日間	14条の3第1号	同社に対し、同社会津工場への法第19条第1項に基づく立入検査や法第18条第1項に基づく報告徴収などを行ったところ、 (1) 法第12条の4第2項「虚偽の管理票の交付等の禁止」違反（受託した産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分が終了していないにもかかわらず、産業廃棄物管理票に虚偽の処分終了年月日を記載して、管理票交付者にその写しを送付していた。） (2) 法第14条第12項で規定する法第12条第1項（法第14条の4第12項で規定する法第12条の2第1項）「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理基準」違反（受託した産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分にあたって、保管していた数量が処分のために保管できる数量の上限を超過していた。） (3) 法第14条の2第3項（法第14条の5第3項）「変更届出義務」違反（届出をしている保管場所以外の場所で、受託した産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を保管し、保管の場所に関する事項を変更していたにもかかわらず、変更の届出を行っていない。） 以上の違反事実が確認され、法第14条の3第1号（法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当した。
6	(有)古川建業	H19. 9. 12	産廃収集運搬	許可取消	14条の3の2第1項第1号	同社の役員が欠格要件（法第14条第5項第2号ニ（第7条第5項第4号ハ））に該当した。
7	(株)サキクリーン	H20. 1. 16	産廃収集運搬	許可取消	14条の3の2第1項第1号	埼玉県知事から許可の取消処分を受け、法第14条第5項第2号イ（許可取消から5年を経過しない者）に該当した。
8	(株)丹野林業建設	H20. 3. 18	産廃収集運搬	許可取消	14条の3の2第1項第1号	同社は、宮城県知事より産業廃棄物処理業等の取消処分に係る聴聞通知を受領後、平成20年2月12日に同県知事に対し、事業の全部廃止届出を行った。このことにより、法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号ホ。取消処分に係る聴聞通知後に事業廃止届出をした者で届出より5年を経過しない者）に該当した。